

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年4月10日
【届出者の氏名又は名称】／1	ニューホライズン4号投資事業有限責任組合
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区西新橋二丁目8番6号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目8番6号
【電話番号】	(03)3519-1260（代表）
【事務連絡者氏名】	ニューホライズンキャピタル株式会社 代表取締役 安東 泰志
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
[届出者の氏名又は名称]／2	Catalyst Art Investments 株式会社
[届出者の住所又は所在地]	東京都港区赤坂一丁目14番5号アークヒルズ・エグゼクティブタワーS901
[最寄りの連絡場所]	東京都港区赤坂一丁目14番5号アークヒルズ・エグゼクティブタワーS901
[電話番号]	(03) 6205-3507
[事務連絡者氏名]	代表取締役 米田 岳
[代理人の氏名又は名称]	該当事項はありません。
[代理人の住所又は所在地]	該当事項はありません。
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません。
[電話番号]	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ニューホライズン4号投資事業有限責任組合 （東京都港区西新橋二丁目8番6号） Catalyst Art Investments 株式会社 （東京都港区赤坂一丁目14番5号アークヒルズ・エグゼクティブタワーS901） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

(注1) 本書中の「公開買付者ら」とは、ニューホライズン4号投資事業有限責任組合及びCatalyst Art Investments 株式会社を総称していいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、Shinwa Wise Holdings 株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

Shinwa Wise Holdings 株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

ニューホライズン4号投資事業有限責任組合（以下「NH-4」といいます。）は、無限責任組合であるニューホライズンキャピタル株式会社（以下「NHC」といいます。）により、2022年10月7日に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合です。

NH-4の無限責任組合員であるNHCは投資対象企業の事業拡大やバリューアップ支援を目的として2002年2月に設立されたフェニックス・キャピタル株式会社の会社分割によって2006年10月に設立されました。2002年の創業以来、NHCはスピンオフ・事業承継・成長支援・事業再生投資を行い、投資後の経営方針について投資先企業の経営陣と十分な協議、さらに従業員と共に企業価値を向上させ、会社分割前を含めて東急建設株式会社、ティアック株式会社、三菱自動車工業株式会社、株式会社日立ハウステック等の大企業から中堅中小企業まで、100社を超えるサポートを行ってきました。本書提出日現在、NH-4及びNHCは株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を所有しておりません。

Catalyst Art Investments 株式会社（以下「CAI」といいます。）は、2023年3月17日に設立された株式会社です。CAIは、設立以降、絵画・彫刻・現代アート作品を投資対象とした投資ファンド（以下「アートファンド」といいます。）の組成・運用業務、絵画・彫刻・現代アート作品及びアートギャラリー運営企業、アートオークション事業運営企業、アートコレクションの管理サービス提供企業（以下「アート関連企業」といいます。）への自己勘定投資業務並びにアートファンドへの投資アドバイザリー業務を展開しており、本書提出日現在、対象者株式を1,513,712株（所有割合（注1）：14.10%）を所有する対象者の筆頭株主です。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が2025年4月8日に公表した「2025年5月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された2025年2月28日現在の対象者の発行済株式総数（10,736,118株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、所有割合の記載について同じとします。

公開買付者らは、2025年3月21日付で、共同公開買付契約（下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本共同公開買付契約」に定義されます。以下同じです。）を締結し、本共同公開買付契約に定める以下の①から⑦の前提条件（以下「本前提条件」といいます。）が充足されていることを条件に、対象者株主共同の利益の向上と本邦のアート市場の発展のため、対象者株式を対象とする本公開買付けを実施することを決議しました。具体的には、NH-4については、NH-4の無限責任組合員であるNHCの取締役3名、マネージング・ディ

レクター6名、顧問1名、外部委員である弁護士、公認会計士各1名で構成される最高投資意思決定機関である投資委員会にて審議の上決議し、その決議が無限責任組員であるNHCの決定となります。CAIは、取締役1名の株式会社であり、唯一の意思決定機関である取締役が参加する経営会議で行われた決定を踏まえて、当該取締役が最終決定を行っています。なお、メンバーは代表取締役を含むマネージング・パートナー2名、マネージング・ディレクター1名、外部の有識者である弁護士、公認会計士各1名の5名で構成され、全会一致の承認を原則としております。なお、共同公開買付けに至った経緯については、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

- ① 公開買付開始公告日までに公開買付者らが共同で提出又は公表する開示書類（公開買付届出書、及び、公開買付開始公告）の内容について、公開買付者らで合意ができていないこと
- ② 司法・行政機関等に対して、本公開買付けのいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、本公開買付けのいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと
- ③ 公開買付者らの間で本株主間契約（下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本株主間契約」に定義されます。以下同じです。）が締結されており、有効に存続していること
- ④ 本共同公開買付契約に定める公開買付者らの表明及び保証（注2）が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること
- ⑤ 公開買付者らが本共同公開買付契約に基づき公開買付開始公告日の前営業日15時までに履行又は遵守すべき義務（注3）が全て重要な点において履行又は遵守されていること
- ⑥ 法第27条の11第1項但書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと
- ⑦ 対象者の取締役会が本公開買付けの提案につき賛成又は中立の意見を表明する旨の決議をしたこと、または明示的な反対意見の表明の決議がなされない場合には公開買付けの実施にあたってNH-4の全ての有限責任組員の持分金額（注4）の合計額の3分の2以上に相当する持分を有する有限責任組員の同意が得られること

(注2) 本共同公開買付契約において、NH-4及びCAIは、双方で、(a)適法かつ有効な設立及び存続、事業に必要な権限及び権能、(b)本共同公開買付契約及び本株主間契約の有効な締結及び手続の履践、(c)強制執行可能性、(d)法令等との抵触の不存在、(e)反社会的勢力との取引の不存在、(f)倒産手続の不存在、(g)対象者株式の保有等に関する事項の表明及び保証をしております。

(注3) 本共同公開買付契約において、NH-4及びCAIは、(a)本公開買付けについて必要となる全ての社内手続（取締役会（もしあれば）による承認を含む。）を適法かつ有効に履践する義務、(b)表明及び保証並びに誓約事項に反する事由を認識したときは、相手方に対し遅滞なくかかる事由を通知する義務、(c)本公開買付けが完了するまでの間、相手方の承諾なく自らが保有する対象者株式の譲渡等を行わない義務、(d)本共同公開買付契約及び本株主間契約の趣旨並びに本公開買付けの目的に反する行為を行わない義務、(e)単独で第三者と本公開買付けと競合する公開買付の交渉を行わない義務、(f)買付けの資金不足が生じた場合には、相手方に直ちに通知し、協議を行う義務、(g)撤回条件が生じたことが判明した場合、相手方に直ちに通知し、協議を行う義務を負っております。

(注4) 「持分金額」とは、各組員について、その出資履行金額に、事業年度毎に組合契約第25条の規定により当該組員に帰属すべき損益を加減し、当該組員に対し本契約の規定により分配された金銭の額並びに投資証券等及び投資知的財産権の価値を減じた金額をいう。

なお、2025年3月27日に公表した「Shinwa Wise Holdings 株式会社（証券コード：2437）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2025年3月27日付公開買付者らプレスリリース」といいます。）にてお知らせしたとおり、NH-4は、投資事業有限責任組合契約（以下「本組合契約」といいます。）において、投資対象の上場会社がNH-4による投資につき明示的に反対意見の表明の決議をしている場合には、投資を行わないという基準（以下、「本ガイドライン」といいます。）があるため、予告公表を行いました。そのため、2025年3月27日の時点においては、「⑦対象者の取締役会が本公開買付けの提案につき賛成又は中立の意見を表明する旨の決議をしたこと、または明示的な反対意見の表明の決議がなされない場合には公開買付けの実施にあたってNH-4の全ての有限責任組員の持分金額の合計額の3分の2以上に相当する持分を有する有限責任組員の同意が得られること」を前提条件としておりました。しかしながら、本ガイドラインにおいて、「投資の対象会社が明示的に反対の意見を表明する決議をしている場合に」「投資は行わない。」（冒頭）としており、対象者からの明示的な反対の意見は、「投資」時に無限責任組員がその存否を確認するための基準として明確に定められております。また、仮に、公開買付の実施の最終決定までに明示的な反対の意見が決議されていないことを理由に、NH-4が公開買付けに着手し、その後公開買付け開始以降、対象者から反対の意見の決議がなされたとしても、これによって「投資」時点という過去に遡って投資制限違反と評価するのはNH-4に不可能を強いる結果となってしまう不合理な解釈方法と考えられます。こうしたことから、「投資」時である公開買付の開始時点で明示的な反対の意見の決議がなされていない場合は、本ガイドラインに違反しないというのが合理的な解釈であり、それに加えて、組員の同意を取ることとは不要であるとの判断に至りました。この点は、本組合契約第19条7項によれば、投資の時期及び方法は、無限責任組員の裁量に委ねられておりますので、上記のようなNH-4による投資の時期及び方法の決定は、無限責任組員であるNHCのみが有する裁量的な権限に含まれます。また、対象者の取締役会が本公開買付けの提案につき賛成又は中立の意見を表明する旨の決議をしたことという条件も、NH-4が対象者の意見を表明する旨の決議が出るまで、投資が一切できないという不合理な状況になることから、そのままでは、NHCの投資判断の裁量を狭めてしまうことになるとの判断に至りました。したがって、NHCが上記のようなNH-4に不可能・不合理な状況を強いる結果となることを回避するために、投資時において投資ガイドラインの要件の存否を確認し、その確認結果に応じて投資を決定することもやはりNHCの権限となります。

上記の通り、対象者に対して一定の期間を設けて本公開買付けに対する意見の確認を求めた上で、4月9日の時点で本公開買付けの実施の可否（本ガイドラインの充足）を判断することとなったため、⑦の「対象者の取締役会が本公開買付けの提案につき賛成又は中立の意見を表明する旨の決議をしたこと、または明示的な反対意見の表明の決議がなされない場合には、公開買付けの実施にあたってNH-4の全ての有限責任組員の持分金額の合計額の3分の2以上に相当する持分を有する有限責任組員の同意が得られること」との条件は不要との判断に至り、前提条件⑦を放棄いたしました。

公開買付者らは、上記の本前提条件について2025年4月9日時点で①公開買付届出書、及び、公開買付開始公告の内容について相互に確認の上、合意し、②公開買付者らの間で司法・行政機関等に対して、本公開買付けのいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属していないことを裁判所の裁判例検索で確認し、③2025年3月21日付で本株主間契約を締結していること、④本共同公開買付契約に定め

る公開買付者らの表明及び保証、並びに、⑤履行又は遵守すべき義務、をお互い確認し、⑥対象者の現在まで開示している資料に基づき、公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないことを確認し、本前提条件がいずれも充足されていることを確認したことから、本公開買付けを2025年4月10日より開始することといたしました。

2025年3月28日、公開買付者らは、対象者に対して、対象者の公開買付に対する意見表明を求め協議の場を設けようよう通知を行い、2025年3月29日に対象者より公開買付者らに対して同日にオンラインの方法で協議の機会を設ける連絡を受け、第1回協議を実施いたしました。同日の協議において、公開買付者らは、対象者に対して、本公開買付けの予告公表を行った理由を説明の上、対象者から本公開買付に対する賛同又は中立の意見表明をいただきたい旨説明をしました。対象者からは、公開買付者らに対して、本公開買付け後の事業計画についてどのように想定しているのか資料の提出要請を受け、対象者が2025年3月31日の午前中に本公開買付けに関して検討する会議を開くとのことでしたので、公開買付者らは2025年3月31日の朝までに提出することを回答いたしました。一方、公開買付者らは、対象者に対して、第1回協議において、対象者取締役の山本晋平氏が述べた、同氏が対象者のガバナンスに対して意見をまとめている資料（以下「山本氏意見書」といいます。）の開示、及び、公開買付者らが対象者に開示する本公開買付け後の事業計画に関する資料を踏まえて、第2回協議を要請しましたが、当該協議中には、対象者から、山本氏意見書の開示、及び、第2回協議の実施に関して明確な回答は得られませんでした。その後、2025年3月31日の早朝に、公開買付者らは、対象者に対して事業計画に関する資料、及び、公開買付者らによる今後の対象者のガバナンスに関する考え方等に関する資料を送付し、2025年4月2日に、対象者より、公開買付者らに対して、翌2025年4月3日に対象者との協議の機会の申し出があり、同日に第2回協議を実施しました。第2回協議では、第1回協議の際に出席できなかった対象者代表取締役社長である高橋健治氏も参加の上で、対象者より、公開買付者らが提出した本公開買付け後の事業計画に関する資料、及び、公開買付者らによる今後の対象者のガバナンスに関する考え方等に関する資料に対する質問を受け、公開買付者らは質問に回答し、一方で、改めて、公開買付者らから、対象者に対して、本公開買付けの開始予定日である2025年4月10日の前々営業日である、2025年4月8日の営業時間中に、本公開買付けに対する意見表明（賛成、中立、又は、反対）、あるいは、意見表明を留保するか否かについて開示するよう要請いたしました。翌2025年4月4日、改めて、公開買付者らは、対象者に対して、第2回協議における対象者の意見表明の要請を書面の形で差し入れました。2025年4月8日に開催された対象者取締役会において本公開買付けに対する意見表明について審議されたとのことですが、賛否に関して結論が出ず、対象者取締役会として意見表明を留保したとのことです。しかしながら、2025年4月10日に開催された対象者取締役会において、本公開買付けに対して中立の意見表明をする旨の決議がなされたとのことです。

本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者らは、本公開買付け成立後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持する方針です。そのため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を3,382,600株（所有割合：31.51%）と設定しています。公開買付者らは、本公開買付け実施後、最大で議決権の過半数の取得、最低でも対象者株主総会において重要議案にかかわる特別決議議案に対する拒否権を確保するため3分の1を超える対象者株式を取得したうえで、対象者の企業価値を向上させるために必要な施策を講じていく予定です。前提として、まず、買付予定数の上限は31.51%、買付予定数の下限を14.81%と定めた理由ですが、CAIは既に対象者株式の14.10%を所有しているため、NH-4とCAIで併せて、上限まで買付けた場合には45.61%、下限であった場合には28.91%の対象者株式を所有することになります。また、下記「(4)

対象者株式の追加取得の予定の有無」において記載したとおり、CAIは、本公開買付け後の2025年[6]月[末]日に、対象者の前代表取締役でCAIが筆頭株主になる前の筆頭株主である倉田陽一郎氏（以下「倉田氏」といいます。）に対する貸付に係る代物弁済として、同氏から対象者株式の4.49%を追加取得する予定です（以下「本追加取得」といいます。）。なお、CAIは、2024年2月19日、倉田氏との間で金銭消費貸借契約を締結していましたが、倉田氏は、CAIを債権者とする貸付債権の弁済を行うのに十分な資金がなく、金融機関等からの借入も困難な状況であり、かかる状況が速やかに解消される見込みもないことから、CAIとしては、対象者株式の代物弁済を受けることで回収を行う予定です。

これにより、本公開買付けが成立すれば、NH-4とCAIで併せて、上限で50.10%、下限で33.40%を取得することになります。

本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他決済を行います。また、買付予定数の下限を1,589,700株（所有割合：14.81%）と設定しており、CAIの現在の対象者株式及び本追加取得を含めると、NH-4及びCAIの対象者株式所有割合が最低でも33.40%となります。本公開買付けにおける下限設定の理由は、対象者株主総会において重要議案にかかわる特別決議議案に対する拒否権をNH-4とCAIとで共同で確保するためです。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,589,700株）に満たない場合は、応募株券等の買付け等を行いません。公開買付者らそれぞれによる応募株券等の買付方法については、応募株券等の総数のうち、1,330,900株（所有割合：12.40%）までの株式数については、NH-4が買付け等を行い、1,330,900株を超える株式数については、そのうち、NH-4が40%の、CAIが60%の買付け等を行う（但し、端数が生じた場合には、CAIの買付予定数についてはこれを切り捨てるものとし、NH-4の買付予定数については、これを切り上げるものとします。）ものとします。

なお、公開買付者らは、2025年3月27日付公開買付者らプレスリリース公表日前は、対象者との間で協議及び交渉は行っておりませんでした。その理由は、2025年3月27日付公開買付者らプレスリリース公表以前は、公開買付者らは、本公開買付けは、対象者と事前の協議を行うよりも、対象者の株主に直接買付けの提案をし、対象者の株主が買付価格の経済合理性について自ら判断を行う機会を提供することができ、かつ、対象者の資産価値の維持・向上の観点から、できる限り早期に本公開買付けを成立させることが望ましいと考え、対象者と事前の協議・交渉を行わず、対象者の株主に直接判断を仰ぐために本公開買付けを行うことを考えました。しかしながら、2025年3月27日付公開買付者らプレスリリースにてお知らせしたとおり、NH-4は、本組合契約において、投資対象の上場会社がNH-4による投資につき明示的に反対意見の表明の決議をしている場合には、投資を行わないという基準があるため、予告公表を行いました。2025年3月28日、公開買付者らは、対象者に対して、対象者の公開買付に対する意見表明を求め協議の場を設けてもらうよう通知を行い、2025年3月29日に対象者より公開買付者らに対して同日にオンラインの方法で協議の機会を設ける連絡を受け、第1回協議を実施いたしました。同日の協議において、公開買付者らは、対象者に対して、本公開買付けの予告公表を行った理由を説明の上、対象者から賛同又は中立の意見表明をいただきたい旨説明をしました。対象者からは、公開買付者らに対して、本公開買付け後の事業計画についてどのように想定しているのか資料の提出要請を受け、対象者が2025年3月31日の午前中に本公開買付けに関して検討する会議を開くとのことでしたので、公開買付者らは2025年3月31日の朝までに提出することを回答いたしました。一方、公開買付者らは、対象者に対して、山本氏意見書の開示、及び、公開買付者らが対象者に開示する本公開買付け後の事業計画に関する資料を踏まえて、第2回協議を要請し

ましたが、当該協議中には、対象者から、山本氏意見書の開示、及び、第2回協議の実施に関して明確な回答は得られませんでした。その後、2025年3月31日の早朝に、公開買付者らは、対象者に対して本公開買付け後の事業計画に関する資料、及び、公開買付者らによる今後の対象者のガバナンスに関する考え方等に関する資料を送付し、2025年4月2日に、対象者より、公開買付者らに対して、翌2025年4月3日に対象者との協議の機会の申し出があり、同日に第2回協議を実施しました。第2回協議では、第1回協議の際に出席できなかった対象者代表取締役社長である高橋健治氏も参加の上で、対象者より、公開買付者らが提出した本公開買付け後の事業計画に関する資料、及び、公開買付者らによる今後の対象者のガバナンスに関する考え方等に関する資料に対する質問を受け、公開買付者らは質問に回答し、一方で、改めて、公開買付者らから、対象者に対して、本公開買付けの開始予定日である2025年4月10日の前々営業日である、2025年4月8日の営業時間中に、本公開買付けに対する意見表明（賛成、中立、又は、反対）、あるいは、意見表明を留保するか否かについて開示するよう要請いたしました。翌2025年4月4日、改めて、公開買付者らは、対象者に対して、第2回協議における対象者の意見表明の要請を書面の形で差し入れました。2025年4月8日に開催された対象者取締役会において本公開買付けに対する意見表明について審議されたとのことですが、賛否に関して結論が出ず、対象者取締役会として意見表明を留保したとのことです。しかしながら、2025年4月10日に開催された対象者取締役会において、本公開買付けに対して中立の意見表明をする旨の決議がなされたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者が開示している有価証券報告書（第35期（自2023年6月1日至2024年5月31日）2024年11月5日関東財務局長に提出）及び第35期有価証券報告書の訂正報告書（2025年1月16日に関東財務局長に提出）によれば、対象者のグループ会社である Shinwa Auction 株式会社及びアイアート株式会社は、絵画、版画、陶芸、彫刻の美術品のセカンダリー・オークション市場（注5）における国内大手事業者（注6）として、本邦のアート市場をけん引しているとのことです。一方で、対象者は、国内外の関係会社を通じて医療機関の診断サポート事業（シンワメディコ株式会社（連結子会社））や不動産事業の売買・賃貸管理事業（シンワクリエイト株式会社（同左））、バイオマス発電の燃料となる PKS（パーム椰子殻）の販売事業（SHINWA APEC MALAYSIA SDN.BHD.（同左）以下「SAM」といいます。）等、本業である美術品のオークション事業及び画廊業とのシナジーがおおよそ期待できない新規事業に進出し、一部の事業では多額の損失を計上しているとのことです。例えば、対象者は2017年3月に SAM を通じて PKS 販売事業に進出しましたが、対象者が2024年9月3日付で公表した「連結子会社の異動を伴う株式譲渡、および当該連結子会社に対する債権の放棄に関するお知らせ」によると、対象者子会社の Shinwa ARTEX 株式会社が SAM の株式の全部を第三者に譲渡する方法で同事業から撤退し、その際に対象者が SAM に対して有する同社向け貸付金及び未収利息合計約4億25百万円を全額債権放棄したとのことです。

（注5） 作品が世に出る最初の市場がプライマリー（一次市場）であり、その後、売買される市場がセカンダリー（二次市場）ということ。アート市場のセカンダリーは主にオークションによって流通しているとのこと。

（注6） 文化庁発行の「Japanese Art Market 2024」（P16）によれば、Shinwa Auction 株式会社とアイアート株式会社の2023年度のオークション市場におけるシェアは合計で24%（金額ベース）であり国内2位の規模に相当するとのこ

とです。

また、対象者は、連結子会社である Shiva Prive 株式会社において美術品の売買取引に関連して過去に不適切な会計処理を行い、第 30 期から第 35 期（2019 年 5 月期から 2024 年 5 月期）の過去 5 事業年度にわたって有価証券報告書及び四半期報告書を訂正するとともに、現在も第 36 期中（2024 年 6 月 1 日から 2024 年 11 月 30 日）の半期報告書（以下「本半期報告書」といいます。）を開示期限である 2025 年 1 月 14 日から大幅に遅延して同年 2 月 27 日になってようやく開示しており、ガバナンス上の深刻な課題を抱えているとのことです。さらに、対象者が、2024 年 11 月 5 日付で公表した「特別損失の計上に関するお知らせ」、及び、同月 6 日付で公表した「（訂正）「特別損失の計上に関するお知らせ」の一部訂正について」によると、対象者は、かかる有価証券報告書及び四半期報告書の訂正にかかわる費用及び不適切会計にかかわる第三者調査委員会による調査費用を 2024 年 5 月期に約 1 億 17 百万円を計上し、対象者が 2025 年 2 月 27 日付で公表した「過年度決算修正対応に伴う特別損失の計上に関するお知らせ」によると、2025 年 5 月期においても約 66 百万円の特別損失を計上する見込みとのことです。

公開買付者 NH-4 の無限責任組員（ジェネラル・パートナー）である NHC は、2002 年の創業以来 20 年以上にわたる事業再生の経験と知見を有しております。具体的には、前身であるフェニックス・キャピタルにおいて三菱自動車工業株式会社、東急建設株式会社、世紀東急工業株式会社、ティアック株式会社、市田株式会社（現ツカモト市田株式会社）、株式会社滝澤鉄工所（現株式会社 TAKISAWA）等上場企業の再生支援を担い、また、2006 年 10 月に会社分割によって現在のニューホライズンキャピタルとなって以降は、株式会社ハウステック（旧株式会社日立ハウステック）、株式会社まぐまぐ、株式会社たち吉、丸茂工業株式会社、岡野食品株式会社、株式会社ハンプティードンプティ、株式会社ニチネン等主に非上場企業の再生投資において豊富な実績を積み上げております。加えて、NHC 代表取締役で美術品収集家である安東泰志（一般社団法人安東美術館代表理事）は、長年にわたる美術品収集活動並びに美術館の運営を通じて、国内外のアートオークション市場において広範な人的ネットワークを構築するとともに、オークション・ビジネスの内情について精通していると考えております。

また、CAI は、2023 年 3 月 17 日に設立された株式会社です。設立以降、絵画・彫刻・現代アート作品を投資対象としたアートファンドの組成・運用業務、絵画・彫刻・現代アート作品及びアート関連企業への自己勘定投資業務並びにアートファンドへの投資アドバイザー業務を展開しており、CAI 代表取締役である米田岳は、外資系投資銀行、外資系大手会計事務所、銀行において、M&A アドバイザリー部門に所属し、約 10 年にわたり大企業、及び中堅中小企業の企業買収に関与、また外資系投資会社や現職にて、約 5 年にわたり、上場株式を対象としたバリューアップ投資、及び非上場株式を対象としたバイアウト投資経験を有しておりその経験と知見を有しています。なお、CAI は、2024 年 5 月 12 日に、株式会社カタリスト・インベストメント・グループから Catalyst Art Investments 株式会社に商号変更しております。

NH-4 は、2024 年 7 月 4 日に対象者が開示した「子会社における不適切な会計処理の疑いの判明及び第三者調査委員会設置に関するお知らせ」（以下「2024 年 7 月 4 日付対象者プレスリリース」といいます。）によって、対象者の不適切会計の疑いにかかわる情報に接し、2024 年 9 月 10 日付で開示された第三者調査委員会による「調査報告書（公表版）」（以下「調査報告書」といいます。）によって、対象者における深刻なガバナンス不全等の事実を知るところになりました。その後、2025 年 1 月に入ってから公開買付けの方法で対象者株式を取得し、

大株主として対象者事業の再建に関与するための初期的な検討を社内で行いました。そのうえで、2025年2月13日から、対象者の第30期から第35期有価証券報告書（その訂正報告書を含みます。）及び調査報告書の公開情報に基づくデューデリジェンスや、対象者とアート市場に関する調査を実施しました。

一方、CAIも、同様に、対象者が開示した2024年7月4日付対象者プレスリリースや調査報告書によって、対象者における深刻なガバナンス不全等の事実を認識するに至りました。CAIは、2024年2月19日、倉田氏との間で金銭消費貸借契約を締結し、倉田氏は、その担保として、自己の所有する対象者の普通株式1,100,000株（所有割合10.25%）に質権を設定していましたが、当該貸金債権が不履行となったため、当該質権を実行し、2024年12月4日に対象者株式1,100,000株（所有割合：10.25%）を市場外で取得し、また、同月20日に倉田氏との間の代物弁済等契約に基づく代物弁済により、413,712株（所有割合：3.85%）も取得したことから（それぞれ2024年12月9日に大量保有報告書を、同年同月23日に変更報告書を提出することにより報告済み）、CAIは、2024年12月20日以来、対象者の普通株式1,513,712株（所有割合：14.10%）を所有する筆頭株主となったところ、2025年2月20日にNHCより、対象者の抱えるガバナンス上の課題の解決と再生支援を行うために筆頭株主であるCAIと協力することが望ましい、については共同で公開買付けを行いたいという同社からの提案を受けて、CAIもNHCの提案を積極的に検討の上、同日、NHCと共同公開買付けを検討することに合意し、同日、対象者に対する調査を開始しました。調査にあたって、対象者の第30期から第35期有価証券報告書（その訂正報告書を含みます。）及び調査報告書、第30期から第35期における各四半期報告書及び各決算短信、並びに、第30期から第35期中における東京証券取引所の適時開示書類に基づき、調査、分析を行っております。

公開買付者らは、対象者の事業再生の可能性について、2025年2月25日、同年3月3日にWeb会議システムを通じて意見交換し、また、電話と電子メールによる協議を通じて分析しました。対象者は既述の通りガバナンス上の深刻な課題を抱えているものの、公開買付者ら各自が有する事業再生とアートビジネスにかかわる知識と経験を活かして、対象者のガバナンス改善と事業の拡大に株主として関与、支援することで、対象者の安定的な経営基盤の構築と対外的な信用回復、事業の成長を後押しできると判断しました。

公開買付者らは、これらの施策を通じて対象者の事業を早期に立て直し、もって、対象者株主共同の利益の向上と本邦のアート市場の発展に貢献できると判断し、本公開買付けを実施する決断に至りました。

なお、NH-4は、本公開買付けに係る公開買付け届出書の提出に先立って、2025年3月21日に、NH-4の無限責任組合員であるNHCの取締役3名、マネージング・ディレクター6名、顧問1名、外部委員である弁護士、公認会計士各1名ずつで構成されるNH-4の最終投資意思決定機関である投資委員会を開催し、NH-4の無限責任組合員の意思決定として本公開買付けの実施を決議しています。また、CAIは、取締役1名の株式会社であり、唯一の意思決定機関である取締役が参加する経営会議で行われた決定を踏まえて、当該取締役が最終決定を行っています。2025年3月21日にCAIの最終投資意思決定機関である代表取締役を含むマネージング・パートナー2名、マネージング・ディレクター1名、外部の有識者である弁護士、公認会計士各1名の5名で構成される経営会議を開催し、その経営会議の決定を踏まえて、取締役が最終決定を行っています。なお、NH-4の投資委員会は賛成多数で、また、CAIの経営会議は全会一致で本公開買付けの実施を決議しております。また、本公開買付けに関する本格的な検討を行うべく、NH-4は、2025年2月上旬、公開買付者ら及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてKing & Wood Mallesons 法律事務所・外国法共同事業を、CAIは、2025年2月下旬、公開買付者ら及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして創・佐藤法律事務所丸の内オフィスをそれぞれ選任しました。NH-4のリーガル・アドバイザーに対する報酬は契約に基づく時間チャージで精算されること

になります。CAI のリーガル・アドバイザーに対する報酬は、顧問料（月額固定金額）に時間単位の報酬を加えたものとなります。いずれも、本公開買付けの成立を条件とする成功報酬は採用しておりません。ファイナンシャル・アドバイザーについては、公開買付者が自ら株価算定を行うため、また、公開買付届出書はリーガル・アドバイザーの支援を得て公開買付者が作成しているため、採用しておりません。

なお、共同公開買付けに至った経緯は、以下のとおりです。

CAI は、上述のとおり、倉田氏の所有する対象者株式の質権実行、及び、代物弁済契約に基づく代物弁済により対象者株式を取得して筆頭株主となっています。CAI は、2023 年 4 月頃より、経営コンサルタントを介して倉田氏と知己を得、その後 CAI の事業内容を知った倉田氏から借入の申込みを受けたことから、金銭の貸付を行ったものですが、それ以外の人的、資金的関係は有しておりません。

公開買付者らの間には、従前からの資本関係や人的関係は特段存在しません。NHC は、2024 年 11 月下旬から 2024 年 7 月 4 日付対象者プレスリリース及び調査報告書によって、対象者における深刻なガバナンス不全等の事実を知りました。NHC は、代表取締役の安東泰志が、美術収集家、美術館運営者として特に本邦のアート市場の発展に貢献したいという思いを持ち、対象者による経営不信の状況を目の当たりにして、対象者のガバナンス改善と事業の拡大に株主として関与、支援することで、事業の成長を後押ししたいと考え、独自に対象者に対する公開買付けを検討していたところ、2024 年 12 月 23 日に CAI が筆頭株主となったことが大量保有報告書によって公開されました。そこで、2025 年 2 月上旬に、NHC は、筆頭株主である CAI と対象者の現状の経営状況、ガバナンス上の課題等について意見交換したいと考え、同年 2 月 10 日に面談を申し入れました。その後、CAI も、対象者の公開買付けを検討するに至り、同月 20 日に、NHC の代表取締役、取締役の 2 名と CAI の代表取締役と執行役員の名が CAI のオフィスにて、直接の面談の機会を設けて、双方役員で意見交換を行い、CAI は対象者の既存株主として対象者事業の企業価値向上に直接の利害を有する一方で、NH-4 の無限責任組合員である NHC は事業再生にかかわる知見と経験を有する投資ファンド事業者として、対象者事業の再建に貢献できると認識するに至りました。そこで、同日公開買付者らは、協力して対象者の事業の再建と拡大に取り組むことで、対象者のすべての株主、顧客、役員従業員を含む利害関係者の利益に貢献したいと考え、共同で本公開買付けを行うことに合意しました。CAI は、対象者の筆頭株主ですが、今後、NH-4 と合計して過半数の対象者株式を所有して、お互いの協力関係を安定化させるためには、両者が一定の割合で対象者株式を所有することが望ましいと考え、本公開買付け後において CAI 及び NH-4 が所有する対象者株式のうち、CAI が 6 割を所有（本追加取得する株式を含む）、NH-4 が 4 割を所有することにしました。この割合に関してですが、CAI は、本公開買付け前の対象者株式の所有割合 14.10%と今後倉田氏から本追加取得する株式 4.49%と合わせると 18.59%の対象者株式を所有することになるので、本公開買付けでは、その 18.59%の 3分の 2 までの 12.40%を、まずは NH-4 が取得します。NH-4 が対象者株式を 12.40%まで取得した後は、上限である 31.51%に至るまで、残りの買い付ける対象者株式を NH-4 が 40%（7.64%）、CAI が 60%（11.47%）の割合で取得します。その結果、本公開買付け後において、CAI が対象者株式の 6 割所有（30.06%、本追加取得する株式 4.49%を含む）、NH-4 が 4 割を所有（20.04%）することとなります。こうして、NH-4 のみならず、CAI も本公開買付けに共同して買付けに至りました。2025 年 3 月 27 日付公開買付者らプレスリリース公表以前は、公開買付者らは、本公開買付けは、対象者と事前の協議を行うよりも、対象者の株主に直接買付けの提案をし、対象者の株主が買付価格の経済合理性について自ら判断を行う機会を提供することができ、かつ、対象者の資産価値の維持・向上の観点から、できる限り早期に本公開買付けを成立させることが望ましいと考え、対象者と事前の協議・交渉を行わず、対象者の株主に直接判断を仰ぐために本公開買付けの準備を進めてきました。

しかしながら、公開買付者らは、2025年3月27日付公開買付者らプレスリリース公表後、翌2025年3月28日、公開買付者らは、対象者に対して、対象者の公開買付に対する意見表明を求め協議の場を設けてもらうよう通知を行い、2025年3月29日に対象者より公開買付者らに対して同日にオンラインの方法で協議の機会を設ける連絡を受け、第1回協議を実施いたしました。同日の協議において、公開買付者らは、対象者に対して、本公開買付けの予告公表を行った理由を説明の上、対象者から賛同又は中立の意見表明をいただきたい旨説明をしました。対象者からは、公開買付者らに対して、本公開買付け後の事業計画についてどのように想定しているのか資料の提出要請を受け、対象者が2025年3月31日の午前中に本公開買付けに関して検討する会議を開くとのことでしたので、公開買付者らは2025年3月31日の朝までに提出することを回答いたしました。一方、公開買付者らは、対象者に対して、山本氏意見書の開示、及び、公開買付者らが対象者に対して開示する本公開買付け後の事業計画に関する資料を踏まえて、第2回協議を要請しましたが、当該協議中には、対象者から、山本氏意見書の開示、及び、第2回協議の実施に関して明確な回答は得られませんでした。その後、2025年3月31日の早朝に、公開買付者らは、対象者に対して本公開買付け後の事業計画に関する資料、及び、公開買付者らによる今後の対象者のガバナンスに関する考え方等に関する資料を送付し、2025年4月2日に、対象者より、公開買付者らに対して、翌2025年4月3日に対象者との協議の機会の申し出があり、同日に第2回協議を実施しました。第2回協議では、第1回協議の際に出席できなかった対象者代表取締役社長である高橋健治氏も参加の上で、対象者より、公開買付者らが提出した本公開買付け後の事業計画に関する資料、及び、公開買付者らによる今後の対象者のガバナンスに関する考え方等に関する資料に対する質問を受け、公開買付者らは質問に回答し、一方で、改めて、公開買付者らから、対象者に対して、本公開買付けの開始予定である2025年4月10日の前々営業日である、2025年4月8日の営業時間中に、本公開買付けに対する意見表明（賛成、中立、又は、反対）、あるいは、意見表明を留保するか否かについて開示するよう要請いたしました。翌2025年4月4日、改めて、公開買付者らは、対象者に対して、第2回協議における対象者の意見表明の要請を書面の形で差し入れました。2025年4月8日に開催された対象者取締役会において本公開買付けに対する意見表明について審議されたとのことですが、賛否に関して結論が出ず、対象者取締役会として意見表明を留保したとのことです。しかしながら、2025年4月10日に開催された対象者取締役会において、本公開買付けに対して中立の意見表明をする旨の決議がなされたとのことです。

② 本公開買付け後の経営方針

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程」において記載したとおり、対象者はガバナンス上の深刻な課題を抱えています。

上記「(1) 本公開買付けの概要」にて記載のとおり、本公開買付け実施後、公開買付者らは、CAIが現在所有する対象者株式1,513,712株、所有割合14.10%と本追加取得株式482,500株、所有割合4.49%を含め、上限(3,382,600株)の所有割合(31.51%)を合計すると対象者株式5,378,812株、所有割合50.10%と対象者株主総会における過半数の議決権を確保し、一方、下限(1,589,700株)の所有割合(14.81%)を合計すると対象者株式3,585,912株、所有割合33.40%と重要議案にかかわる特別決議に対する拒否権を確保したうえで、対象者のガバナンスを強化し企業価値を長期的に向上させるために、対象者取締役会への提案及び対象者株主総会における取締役選任議案にかかわる議決権の行使等を通じて、経営課題の解決に取り組む意向です。

公開買付者らは、2025年3月21日付で、本株主間契約（下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本株主間契約」に定義されます。以下同じです。）を締結し、本株主間契約において、本公開

買付け成立後、(i) 最初に開催される 2025 年 8 月末日対象者株主総会において、NH-4 と CAI は、協議の上、対象者が推薦する取締役及び監査役の候補者の選任議案の賛否について決定し、また、(ii)(i)にかかわらず、対象者が推薦する候補者の全部又は一部が相応しくないと判断した場合には、NH-4 と CAI は、株主提案により自ら候補者を擁立して選任すべく議決権を行使する意向です。ガバナンス改善を図るため、具体的には、対象者取締役会を、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を備えた取締役及び監査役で構成できるようにしたいと考えております。具体的には、業務執行取締役には、アートオークション業界に知見を有する方、あるいは経営、法務・会計等に精通している方を選任したいと考えております。社外取締役及び社外監査役については、対象者との間で利益相反がないことを条件に、公開買付者らは、本公開買付け後における対象者に対する公開買付者ら合計の出資比率（33.4%~50.1%）に応じて（現在の対象者取締役が合計 6 名であるところ、取締役の数をさらに 1 名乃至 2 名増やして合計 7 名乃至 8 名とすることを検討しており、仮にかかる 7 名乃至 8 名の取締役が就任しているとして、その全取締役の総数 7 名乃至 8 名のうち 3 分の 1 から 2 分の 1 に相当する）3 名乃至 4 名程度の取締役と 1 名程度の監査役を推薦させていただきます。また、代表取締役（業務執行取締役）は、業務執行取締役候補の中から 1 名乃至 2 名を選任することを提案いたします。仮に業務執行取締役候補の中に代表取締役に任ずるに足る者がいない場合には、NH-4 又は CAI が推薦する社外取締役候補の中から適任者を選び、社外取締役として就任するのではなく、代表取締役として選出することも検討いたします。更に、上述の本公開買付者らが推薦した社外取締役とは別に、経営、法務・会計等に精通した独立社外取締役を少なくとも 2 名選任すべきだと考えています。その取締役会のもと、対象者が対外的信用を回復することで、対象者は金融機関から新たに資金を調達し、アートディーリング事業（注 7）を拡大するとともに顧客であるアートコレクターの資金調達を支援するアートレンディング事業（注 8）の立ち上げを目指します。また、金融機関のプライベートバンキング部門との提携を強化し、対象者のオークション事業において新たな富裕層の顧客獲得を目指します。加えて、アート市場の活性化とすそ野拡大のためにアートファンド事業の立ち上げを検討します。これらの事業を推進するために、アートビジネスに精通した有能な人材を魅力的な条件で積極的に採用し事業拡大の基盤を整備します。

本株主間契約の詳細は、「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本株主間契約」をご参照ください。

また、対象者の従業員については本公開買付け後もそれまで同様の業務に継続して従事していただき、原則として現状と同水準の処遇にて雇用を維持することを想定しています。

(注 7) 「アートディーリング事業」とは、自己勘定によるアート作品の売買事業をいいます。

(注 8) 「アートレンディング事業」とは、顧客が所有するアート作品を担保に資金を融通する事業をいいます。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

該当事項はありません。

(4) 対象者株式の追加取得の予定の有無

NH-4 は、本書提出日現在、本公開買付け成立後に対象者株式の追加取得を行う予定はありません。他方、CAI は、本公開買付け成立後の 2025 年 6 月末日に、CAI と倉田氏との間の代物弁済等契約に基づく代物弁済により、対象者株式 482,500 株（所有割合：4.49%）を本追加取得する予定があります。担保権者である債権者に対する代物弁済は、いわゆる適用除外買付け等に該当します（「担保権の実行による特定買付け等」（法 27 条の 2 第 1 項、令第 6 条の 2 第 1 項第 8 号）。急速な買付規制は「3 ヶ月以内に、10%を超える株券等の取得を株券等の買付け等又は新規発行取得により行う場合（株券等の買付け等により行う場合にあっては、5%を超える株券等の買付け等を特定売買等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（公開買付けによるもの及び適用除外買付け等を除く。）により行うときに限る。）であって、当該買付け等又は新規発行取得の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超えるとき」に適用されますが、当該代物弁済は適用除外買付け等に該当するため、公開買付け（決済日）から 3 か月以内に行われたとしても当該規制には反しないものと考えております。

仮に、本公開買付けの結果、上限である対象者株式の取得ができない場合に、公開買付者らは更なる買付けは予定していません。もっとも、CAI は、本公開買付け後に倉田氏から対象者株式を本追加取得ができなかった場合、新たな追加取得を行う意向を有していますが具体的な取得方法について想定はありません。CAI は、倉田氏から対象者株式を取得していますが、これまで本公開買付けに関する話を倉田氏としたことはありません。なお、2024 年 12 月 26 日倉田氏提出の変更報告書によれば、倉田氏の対象者株式の現在の持ち分は、対象者株式 482,500 株、新株予約権が 737,000 株と認識しています（新株予約権も含めて合計 1,219,500 株。新株予約権の行使後の対象者株式所有割合（注 9）は 10.63%です。）。

(注 9) 「株式所有割合」とは、本決算短信に記載された 2025 年 2 月 28 日現在の対象者の発行済株式総数（10,736,118 株）と新株予約権がすべて行使された場合の合計数に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者らは、買付予定数の上限を 3,382,600 株（所有割合 31.51%）として本公開買付けを実施いたします。したがって、本公開買付け成立後に公開買付者らが所有する対象者株式の数は最大で 4,896,312 株（所有割合 45.61%）、本追加取得株式 482,500 株（所有割合 4.49%）を含めても最大で 5,378,812 株（所有割合 50.10%）にとどまる予定であり、本公開買付け成立後も、対象者株式は、本公開買付け後も東京証券取引所スタンダード市場への上場は維持される見込みです。

また、本公開買付けにおいて、上場維持基準に抵触する見込みはございません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 本共同公開買付契約

公開買付者らは、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025 年 3 月 21 日付で、本公開買付けに関して、大要、以下の内容を含む共同公開買付契約（以下「本共同公開買付契約」といいます。）を締結しております。

(i) 公開買付者らが共同して本公開買付けを実施すること

- (ii) 相手方の承諾なく自らが保有する対象者株式の譲渡等を行わないこと
- (iii) 本共同公開買付契約及び本株主間契約の趣旨並びに本公開買付けの目的に反する行為を行わないこと

② 本株主間契約

公開買付者らは、2025年3月21日付で、対象者並びに子会社及び関連会社の共同運営等に関して、大要、以下の内容を含む株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しております。本公開買付け後、(i) 最初に開催される対象者株主総会において、NH-4 と CAI は、協議の上、対象者が推薦する取締役及び監査役の候補者の選任議案の賛否について決定する。(ii) (i)にかかわらず、対象者が推薦する候補者の全部又は一部が相応しくないと判断した場合には、NH-4 と CAI は、株主提案により自ら候補者を擁立する。(iii) 公開買付者らは、本株主間契約の締結日から2年が経過する日までの期間において、原則として、その所有する対象者株式の譲渡が禁止されるが、譲渡を希望する対象者株式の買取りに向けた交渉機会を相手方に優先的に付与（先買権）することを条件に第三者への譲渡が可能となる。また、当該相手方は、先買権を行使しなかった場合に、タグアロング権（第三者に対する共同売却請求権）を行使することができる。(iv) 公開買付者らは、対象者の株主総会での議決権行使のために運営委員会を設置し、同運営委員会の決議の内容に従い、対象者の株主総会における議決権の行使を行うものとする。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年4月10日（木曜日）から2025年5月26日（月曜日）まで（30営業日）
公告日	2025年4月10日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金400円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者らは、2025年3月上旬から3月中旬にかけて実施された公開買付者らの間

で協議を経て、以下のとおり、3月19日に本公開買付価格を400円とすることを決定いたしました。公開買付者らは、本公開買付価格の検討にあたって、対象者の財務状況、対象者株式の市場価格の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価基準法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて、対象者株式の算定を行いました。なお、対象者は国内で上場する唯一のアートオークション企業であるため、類似企業比較法は採用していません。採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株あたりの株式価値の範囲はそれぞれ下記の通りです。

市場株価基準法 : 284円から356円

DCF法 : 309円から379円

DCF法による株式価値の算定にあたっては、対象者が中長期の事業計画を公表していないため、公開買付者らが想定しているアートレンディング事業の立ち上げや新たな富裕層の顧客獲得、有能な人材の採用といった対象者の事業拡大のための施策による効果を織り込んだ対象者の将来損益計画を基礎にしています。かかる計画では、人材投資等が先行するため、2026年5月期から2028年5月期までの間は、今期（2025年5月期）の業績見込みより当期利益は減少又は横ばい程度で推移するものの、2029年5月期以降は当期利益が増加に転じるものと見込んでいます。また、将来の一株当たり利益に乗じるPERは、対象者の過年度におけるPERの推移、具体的には2022年7月から2025年2月までのPERの平均値である約25倍（ただし、当期純損益が赤字の期間を除く。）を採用しております。2030年5月期末までに同期間の一株当たり利益にPER倍率（約25倍）を乗じた株式価値で売却して得られるキャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いた現在価値をDCF法による株式価値としております。

公開買付者らは、本公開買付けに対してより多数の応募がなされるように、本公開買付けの公表日である2025年3月27日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値である368円、過去3ヶ月間の終値単純平均値である312円、及び過去6ヶ月間の終値単純平均値である286円を参照し、それぞれの終値単純平均値に対して、プレミアムを付した価格となる前提で本公開買付価格を公開買付者らの中で検討しました。プレミアムの算出にあたっては、公開買付者として現在の市場環境と比較して検討するのに適切であると判断した過去10年分の事例を参照するという趣旨から、2015年1月から2025年2月までに開始された発行者以外の者による株券等の公開買付けのうち、買付予定数に上限が付され、かつ公開買付価格が公開買付けの公表日の前営業日の終値に対してディスカウントでない102件の事例（以下「本比較事例」といいます。）の公開買付価格に付与されたプレミアムの平均値（公開買付けの公表日の前営業日までの過去1か月間の終値の単純平均値、同過去3か月間の終値の単純平均値、同過去6か月間の終値の単純平均値に対して、それぞれ、29.66%、30.78%、30.97%のプレミアム）を参照し、本公開買付けの公表

	<p>日である 2025 年 3 月 27 日までの過去 3 か月間の終値の単純平均値（312 円）及び過去 6 か月間の終値の単純平均値（286 円）に対して最低 30%前後のプレミアムを付すことが適切であると判断しました。その結果、DCF 法による株式価値を参照しつつ、一方で対象者株主に対して対象者株式の時価に一定のプレミアムを上乗せするために、過去 3 か月間の終値の単純平均値（312 円）に対して 28.21%、過去 6 か月間の終値の単純平均値（286 円）に対して 39.86%のプレミアム水準となる、400 円を本公開買付価格と決定しました。なお、本公開買付けの公表日である 2025 年 3 月 27 日までの過去 1 か月間の終値の単純平均値（368 円）に対しては本比較事例を踏まえた最低 30%前後のプレミアムを付すことは適切でないと判断した理由は、対象者株式の 2025 年 2 月 27 日の終値は 287 円であったところ、翌日以降急激に上昇し、2025 年 3 月 21 日の終値は 426 円と 15 営業日で 48.43%上昇しており、これは、当初の提出期限が 2025 年 1 月 14 日であった本半期報告書に関し、期限延長後の 2025 年 2 月 28 日までに提出がなされるか不透明であったところ、2025 年 2 月 27 日に本半期報告書が提出されたことが理由と考えられますが、公開買付者らとしては、本半期報告書が提出されたとしても対象者株式の本源的価値が上昇することは無く、一時的な投機的な上昇であると考えたためです。</p> <p>本公開買付価格（400 円）は、本公開買付けの公表日である 2025 年 3 月 27 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 386 円に対して 3.63%のプレミアム、同日までの 1 週間の終値単純平均値 400 円の同額、同日までの 1 ヶ月間の終値単純平均値 368 円に対して 8.70%のプレミアム、同日までの 3 ヶ月間の終値単純平均値 312 円に対して 28.21%、同日までの 6 ヶ月間の終値単純平均値 286 円に対して 39.86%のプレミアムを加えた価格となります。また、本公開買付価格 400 円は、本書提出日の前営業日である 2025 年 4 月 9 日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値 384 円に対して 4.17%のプレミアムを加えた価格となります。なお、上記のとおり、公開買付者らは、本公開買付けの公表日である 2025 年 3 月 27 日までの過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去の 6 ヶ月間の終値単純平均値を参照し、それぞれの終値単純平均株価に対してプレミアムを付した価格と DCF 法により算定された株式価値と比較衡量して本公開買付価格を検討しており、また、公開情報に基づいたデューデリジェンスによって得た対象者事業とアート市場に対する理解のもと、第 30 期から第 35 期有価証券報告書（その訂正報告書を含みます。）、第 30 期から第 35 期における各四半期報告書、及び、対象者株式の株価といった客観的な情報に基づき、本公開買付価格の妥当性を独自に検証していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。</p>
算定の経緯	<p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者らは、本公開買付価格を決定するにあたって、慎重にデューデリジェンスを行いました。具体的には、対象者が 2021 年 8 月 27 日付で提出した「第 32 期有価証券報告書」</p>

(2024年11月5日付で提出した「第32期有価証券報告書の訂正報告書」及び2025年1月16日付で提出した「第32期有価証券報告書の訂正報告書」を含む。)、2022年8月30日付で提出した「第33期有価証券報告書」(2024年11月5日付で提出した「第33期有価証券報告書の訂正報告書」及び2025年1月16日付で提出した「第33期有価証券報告書の訂正報告書」を含む。)、2023年8月29日付で提出した「第34期有価証券報告書」(2024年11月5日付で提出した「第34期有価証券報告書の訂正報告書」及び2025年1月16日付で提出した「第34期有価証券報告書の訂正報告書」を含む。)、及び2024年11月5日付で提出した「第35期有価証券報告書」(2025年1月16日付で提出した「第35期有価証券報告書の訂正報告書」を含む。)の第一部「第2 事業の状況」、「第3 設備の状況」、及び「第5 経理の状況」欄、並びに対象者が2024年9月10日に開示した「第三者調査委員会の調査報告書に関するお知らせ」及び調査報告書の公開情報を分析のうえ、公開買付者ら各自が有する事業再生とアートビジネスにかかわる知識と経験を活かして、対象者のガバナンス改善と事業の拡大に株主として関与、支援することで、対象者の安定的な経営基盤の構築と対外的な信用回復、事業の成長を後押しできると判断しています。対外的信用を回復することで、対象者は金融機関から新たに資金を調達し、アートディーリング事業を拡大するとともに顧客であるアートコレクターの資金調達を支援するアートレンディング事業の立ち上げを目指します。また、金融機関のプライベートバンキング部門との提携を強化し、対象者のオークション事業において新たな富裕層の顧客獲得を目指します。加えて、アート市場の活性化とすそ野拡大のためにアートファンド事業の立ち上げを検討します。これらの事業を推進するために、アートビジネスに精通した有能な人材を魅力的な条件で積極的に採用し事業拡大の基盤を整備します。

公開買付者らは、本公開買付価格の検討にあたって、これらの対象者事業の拡大施策の期待効果を織り込んだ損益計画をもとに算定したDCF法による株式価値を参照しつつ、一方で、本公開買付けに対してより多数の応募がなされるように、本公開買付けの公表日である2025年3月27日までの、過去1ヶ月間の終値単純平均値である368円、過去3ヶ月間の終値単純平均値である312円、及び過去6ヶ月間の終値単純平均値である286円を参照し、それぞれの平均株価に対して、プレミアムを付した価格となる前提で本公開買付価格を公開買付者らの間で検討しました。プレミアムの算出にあたっては、公開買付者として現在の市場環境と比較して検討するのに適切であると判断した過去10年分の事例を参照するという趣旨から、本比較事例の公開買付価格に付与されたプレミアムの平均値(公開買付けの公表日の前営業日までの過去1か月間の終値の単純平均値、同過去3か月間の終値の単純平均値、同過去6か月間の終値の単純平均値)に対して、それぞれ、29.66%、30.78%、30.97%のプレミアムを参照し、本公開買付けの公表日である2025年3月27日までの過去3か月間の終値の単純平均値(312円)及び過去6か月間の終値の単純平均値(286円)に対して最低30%前後のプレミアムを付すことが適切であると判断し、過去3か月間の終値の単純平均値(312円)に対して28.21%、

	<p>過去6か月間の終値の単純平均値（286円）に対して39.86%のプレミアム水準となる、400円を本公開買付価格と決定しました。なお、本公開買付けの公表日である2025年3月27日までの過去1か月間の終値の単純平均値（368円）に対しては本比較事例を踏まえた最低30%前後のプレミアムを付すことは適切でないと判断した理由は、対象者株式の2025年2月27日の終値は287円であったところ、翌日以降急激に上昇し、2025年3月21日の終値は426円と15営業日で48.43%上昇しており、これは、当初の提出期限が2025年1月14日であった本半期報告書に関し、期限延長後の2025年2月28日までに提出がなされるか不透明であったところ、2025年2月27日に本半期報告書が提出されたことが理由と考えられますが、公開買付者らとしては、本半期報告書が提出されたとしても対象者株式の本源的価値が上昇することは無く、一時的な投機的な上昇であると考えたためです。</p> <p>そして、公開買付者らは、本公開買付前提条件について、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、いずれも充足されたことを確認したことから、2025年3月27日付公開買付者らプレスリリースの予定どおりの時期に本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、2025年4月9日、本公開買付けを2025年4月10日より開始することとしました。なお、公開買付者らは、2025年3月27日付公開買付者らプレスリリースを公表した2025年3月27日から2025年4月8日時点までの状況を考慮しても、本公開買付価格の決定に際して考慮された諸要素に特段の変化はないと考えられることから、2025年3月27日付公開買付者らプレスリリースに記載した本公開買付価格の変更は不要であると判断いたしました。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,382,600 (株)	1,589,700 (株)	3,382,600 (株)
(内訳) NH-4	2,151,600 (株)	1,434,400 (株)	2,151,600 (株)
(内訳) CAI	1,231,000 (株)	155,300 (株)	1,231,000 (株)
合計	3,382,600 (株)	1,589,700 (株)	3,382,600 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,589,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,382,600株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注4) 公開買付末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(注5) 公開買付者らそれぞれによる応募株券等の買付方法については、応募株券等の総数のうち、1,330,900株までの株式数については、NH-4が買付け等を行い、1,330,900株を超える株式数2,051,700株については、そのうち、NH-4が40%の、CAIが60%の買付け等を行う（但し、端数が生じた場合には、CAIの買付予定

数についてはこれを切り捨てるものとし、NH-4の買付予定数については、これを切り上げるものとし、す。) ものとし、す。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)	33,826
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (2025年4月10日現在) (個) (d)	15,137
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (2025年4月10日現在) (個) (g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (i)	—
対象者の総株主等の議決権の数 (2024年11月30日現在) (個) (j)	107,276
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j) (%)	31.51
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	45.61

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数 (3,382,600株) に係る議決権の数です。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,589,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、応募株券等の総数が買付予定数の上限 (3,382,600株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年11月30日現在)(個)(j)」は、本半期報告書に記載された2024年11月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本決算短信に記載された発行済株式数 (10,736,118株) に係る議決権の数 (107,361個) を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

マネックス証券株式会社（復代理人） 東京都港区赤坂一丁目12番32号

※ 公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を保有されていない応募株主の方で、日本国内に居住される個人の方は、復代理人であるマネックス証券株式会社に口座を開設してください。それ以外の方は、三田証券株式会社に口座を開設してください。

(三田証券株式会社から応募される場合)

- ① 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類（注1）が必要になる場合があります。
- ② 応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座を含みます。）に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。
- ③ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ④ 公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。なお、公開買付代理人のホームページ（<https://mitasec.com>）上で本公開買付けの応募に係る専用口座（注2）の開設手続を行うことができます（詳しくは、公開買付代理人のお客さまダイヤル（電話番号：0120-023-097）までご連絡ください。）。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります（法人の場合は法人番号を告知いただく必要があります。）。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類（注1）が必要な場合があります。
- ⑤ 上記②の応募株券等の振替手続及び上記④の口座の新規開設手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。

- ⑥ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注3）の適用対象となります。
- ⑧ 公開買付代理人における応募の受付に際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付いたします。

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・ 個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号（マイナンバー）確認書類	本人確認書類
A	個人番号カードの裏面（コピー）	個人番号カードの表面（コピー）
B	通知カード（コピー）	a のいずれか1種類 又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票記載事項証明書の原本	a 又はbのうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1種類

a. 顔写真付の本人確認書類

- ・ 有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、住民基本台帳カード等

b. 顔写真のない本人確認書類

- ・ 発行から6ヶ月以内の原本の提出が必要

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書

- ・ 有効期間内の原本のコピーの提出が必要

各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳等

（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）

・ 法人の場合

下記、A及びBの書類をご提出ください。

A	法人のお客様の本人確認書類	・ 登記簿謄本又はその抄本（原本）
---	---------------	-------------------

	※右記のいずれか一つ ※発行から6ヶ月以内のもの	・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（原本） ・その他官公署の発行書類
B	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード表面のコピー ・又は上記個人の場合の本人確認書類（aの中から1種類又はbの中から2種類）のコピー

・外国人株主等の場合

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の原本証明及び本人確認済証明付の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

※ 住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。

※ パスポートの場合には、2020年2月3日以前に発行されたものに限り、

※ 各種健康保険証の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。

※ 住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

※ 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができません。

（注2） 専用口座は、本公開買付けの応募に係る対象者株式の売却のみに使用できる口座であり、通常の証券取引を行う総合口座とは異なりますのでご注意ください。

（注3） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株主等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（マネックス証券株式会社から応募される場合）

- ① 応募株主等は、公開買付復代理人のホームページ（<https://www.monex.co.jp>）画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午後3時までに申し込む方法にて、応募してください。
- ② 対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座（以下「応募株主等口座（公開買付復代理人）」といいます。）に、応募する予定の対象者株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UF

J信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付復代理人に開設した応募株主等口座（公開買付復代理人）へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付復代理人の応募株主等口座（公開買付復代理人）に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- ③ 本公開買付において、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ④ 公開買付復代理人に証券総合取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券総合取引口座を開設していただく必要があります。証券総合取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注4）が必要となります。
- ⑤ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等にかかる売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注5）。
- ⑥ 応募の受付に際し、公開買付復代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。
- ⑦ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注4） ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等について

公開買付復代理人であるマネックス証券株式会社において新規に証券総合取引口座を開設して応募される場合には、次のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは公開買付復代理人のホームページ（<https://www.monex.co.jp>）にてご確認ください。

個人の場合

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と本人確認書類（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。）が必要となります。

オンラインでの口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類
------------	--------

個人番号カード(両面)	不要
通知カード	運転免許証

郵送手続での口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類	
個人番号カード(両面)	不要	
通知カード	顔写真付き (右記のいずれか1点)	運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード(写真付き)等
	顔写真なし (右記のいずれか2点)	住民票の写し、各種健康保険証、各種年金手帳、印鑑登録証明書 等
マイナンバーの記載された住民票の写し	「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の下記のいずれか1点 運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード(写真付き)、各種健康保険証、各種年金手帳、印鑑登録証明書 等	
マイナンバーの記載された住民票記載事項証明書		

※ 個人口座の開設をご希望の未成年の方、外国籍の方、他国に納税義務のある方、及び法人口座の開設をご希望の方につきましては、郵送手続での口座開設となります。また、ご提出いただく書類も上記と異なります。公開買付復代理人のホームページ (<https://www.monex.co.jp>) にてご確認ください。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付復代理人にお早目にご相談ください。

(注5) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

(三田証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に到達することを条件といたします。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付復代理人のホームページ (<https://www.monex.co.jp>) 画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午前12時までに、公開買付復代理人のお客ダイヤル(電話番号: 0120-846-365 携帯電話からは03-6737-1666)までご連絡いただき、解除手続きを行ってください。

解除の申し出を受領する権限を有する者

マネックス証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,353,040,000 買付けに要する資金の内訳 NH-4: 860,640,000 CAI: 492,400,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	25,000,000 買付けに要する資金の内訳 NH-4: 14,200,984 CAI: 10,799,016
その他(c)	2,000,000 買付けに要する資金の内訳 NH-4: 1,136,079 CAI: 863,921

合計(a)+(b)+(c)	1,380,040,000
	買付けに要する資金の内訳
	NH-4:875,977,063
	CAI:504,062,937

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(3,382,600株)に、本公開買付価格(400円)を乗じた金額です。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。
- (注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。
- (注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。
- (注6) 公開買付者らそれぞれによる応募株券等の買付方法については、応募株券等の総数のうち、1,330,900株までの株式数については、NH-4が買付け等を行い、1,330,900株を超える株式数2,051,700株については、そのうち、NH-4が40%の、CAIが60%の買付け等を行う(但し、端数が生じた場合には、CAIの買付予定数についてはこれを切り捨てるものとし、NH-4の買付予定数については、これを切り上げるものとし、)ものとします。「買付代金(円)(a)」欄の内訳は、本公開買付けにおける買付予定数のNH-4は2,151,600株、CAIは1,231,000株に、本公開買付価格(400円)を乗じた金額です。
- (注7) 「買付手数料(b)」及び「その他(c)」の50%は、NH-4及びCAIがそれぞれ折半で負担して、残りの50%については、買付予定の対象者株式の上限数は、NH-4が2,151,600株、CAIが1,231,000株であるため、この買付予定上限に応じた割合を「買付手数料(b)」及び「その他(c)」に乗じて、それぞれの買付けに要する資金です(但し、小数点以下第一位を四捨五入しております。)

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

(NH-4)

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

(CAI)

種類	金額(千円)
普通預金	600,048
計(a)	600,048

(注1) CAIの普通預金について、百円単位を四捨五入しており、実際の預金残高は600,047,866円である。

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

(NH-4)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

(CAI)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

(NH-4)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

(CAI)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(NH-4)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

(CAI)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

(NH-4)

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

(CAI)

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

④【その他資金調達方法】

(NH-4)

内容	金額 (千円)
組合員による出資	919,000
計(d)	919,000

(注2) NH-4は、上記金額の出資の裏付けとして、出資証明書記載の条件に基づき、無限責任組合員であるNHCから15,523,649円を上限としてNH-4に対して出資を行う用意がある旨の証明書を2025年4月8日付で受領しています。

(注3) NH-4は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合です。NH-4は、無限責任組合員であるNHCのほか、独立行政法人、銀行、証券会社、保険会社、信用金庫、学校法人、適格機関投資家である事業会社、特定投資家である事業会社、及び、その他事業会社を有限責任組合員としております。NH-4の有限責任組合員は、それぞれ一定額を上限額（以下「出資約束金額」といいます。）としてNH-4に金銭出資を行うことを約束しており、NH-4の無限責任組合員から10営業日前までに出資請求通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、無限責任組合員が指定した日までに、各自の出資約束金額から既にその有限責任組合員が出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資約束金額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の有限責任組合員はその出資義務を免れるものではなく、NH-4の無限責任組合員は、NH-4が本出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、一定の範囲において、他の有限責任組合員がそれぞれの出資約束金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分を充てることができます。

2025年4月8日、NH-4の投資委員会において、組合員総出資約束金額919,000,000円の出資を決定し、無限責任組合員であるNHCが、出資請求通知を各有限責任組合員に発した場合に、各有限責任組合員は、各出資約束金額に応じて按分した額を金銭出資することが法的に義務付けられますので、無限責任組合員であるNHCが15,523,649円（組合員総出資約束金額に対する当社の出資約束金額の割合は5/296）の出資をする一方で、有限責任組合員は全体として903,476,351円（組合員総出資約束金額に対する有限責任組合員全体の出資約束金額の割合は291/296）を限度として出資することになります。よって、NH-4には、決済の開始日の前営

業日までに、本公開買付けにおける買付資金及びその付随費用に充当する目的で、総額 919,000,000 円の出資金が払い込まれることになります。

(CAI)

内容	金額 (千円)
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,519,048 千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

NH-4 が準備する資金: 919,000 千円

CAI が準備する資金: 600,048 千円

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 3 番 11 号

マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

(2) 【決済の開始日】

2025 年 5 月 30 日 (金曜日)

(3) 【決済の方法】

(三田証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞

なく、公開買付復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録（応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,589,700 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,382,600 株）を超える場合は、そのを超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元未満の株式数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株式数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株式数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株式数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株式数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株式数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株式数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株式数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない株式数まで、四捨五入の結果切り上げられた株式数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株式数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株式数に 1 単元未満の株式数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株式数）減少させるものとします。但し、切り上げられた株式数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株式数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株式数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14

条第1項第3号又定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但し書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲

が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(CAI)

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年月	沿革
2023年3月	商号を株式会社カタリスト・インベストメント・グループ、本店所在地を東京都千代田区永田町二丁目11番1号、資本金を900万円とする株式会社として設立
2024年1月	東京都港区赤坂一丁目14番5号アークヒルズ・エグゼクティブタワーS901に本店移転

2024年 5月	商号をCatalyst Art Investments株式会社に変更 絵画、美術品の売買、輸出入、仲介、リース、管理、鑑定業務等の追加等の目的変更
2024年 9月	資本金12億900万円へと増資 資本金 1 億円へと減資

② 【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 投資業
2. 投資事業組合財産の運用及び管理
3. 絵画、美術品の売買、輸出入、仲介、リース、管理、鑑定業務
4. 絵画、美術品に関するコンサルティング、市場調査、データベースの販売、情報提供並びに会員組織の運営業務
5. 古物営業法に基づく古物商
6. 質屋営業法による質屋業
7. 金銭の貸付、債務の保証及び各種債権の売買
8. 経営コンサルティング業務
9. 企業の合併、買収及び営業権、有価証券、各種債権の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋
10. 有価証券の投資、売買、保有、管理及び運用並びに投資に関するコンサルティング
11. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理及び不動産投資に関するコンサルティング
12. 企業の財務支援、資本政策及び資金調達に関するコンサルティング
13. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(事業の内容)

CAIは、「日本のアート市場は、大きな潜在可能性を秘め、それを掘り起こせば、大きな投資機会が生まれる」というコンセプトのもと2023年に設立したアート投資会社です。現在、100を超える近現代アート作品をアートファンド及びプリンシパルでコレクションし、ファンド出資者である国内外の富裕層やファミリーオフィスとのリレーションを通じて、アート作品の適切な価値向上を行っています。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年 4月10日現在

資本金の額	発行済株式の総数
1 億円	2,580株

(注1) 発行済株式の総数の内訳は、普通株式180株及びA種優先株式2,400株です（なお、A種優先株式は無議決権株式であり、普通株式への転換請求権その他株式の内容として議決権を有する株式への転換可能性はありません。）。

④ 【大株主】

2025年4月10日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
米田 岳	東京都世田谷区	普通株式 180	100
計		普通株式 180	100

(注2) 無議決権株式であるA種優先株式については発行済株式の総数から除いております。

⑤ 【役員(役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴)】

2025年4月10日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
				年月	職歴	
代表取締役	—	米田 岳	1986年1月23日	2011年4月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資銀行本部入社	普通株式 180
				2013年7月	Ernst & Young Transaction Advisory Services株式会社 入社	
				2014年4月	株式会社シグマクシス入社	
				2015年6月	株式会社東京スター銀行 投資銀行部入社	
				2020年1月	Grand Asia Investments入社	
				2021年2月	カタリスト・インベストメント・グループ株式会社代表取締役(現任)	
				2021年10月	株式会社大入物産 取締役(現任)	
				2023年3月	株式会社カタリスト・インベストメント・グループ(現Catalyst Art Investments株式会社) 代表取締役(現任)	
監査役	—	内田 昌彦	1970年12月24日	1999年4月	弁護士登録(第51期)(第一東京弁護士会)	—

				1999年4月	原田尾崎服部法律事務所入所	
				2006年12月	服部明人法律事務所入所	
				2016年3月	芝琴平法律事務所設立（現任）	
				2024年5月	Catalyst Art Investments株式会社 監査役（現任）	
計						普通株式 180

(2) 【経理の状況】

CAIの第1期事業年度の（2023年3月17日から2024年2月29日まで）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）に基づいて作成しております。なお、CAIは、法第24条第1項に定める有価証券報告書を提出しなければならない会社には該当しないため、CAIの財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。また、CAIには子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

① 【貸借対照表】

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]	1,865,938	[流動負債]	548,545
現金及び預金	7,060	未払金	42
商品	618,858	預り金	20,346
前払金	40,831	仮受金	25,000
未収入金	52,768	未払法人税等	12,678
貸付金	1,137,419	借入金	490,477
預け金	9,000	負債の部合計	548,545
[固定資産]	14,396	純資産の部	
投資その他の資産	14,396	科目	金額

投資有価証券	10,000	[株主資本]	1,331,789
差入保証金	4,396	資本金	684,000
		資本剰余金	684,000
		資本準備金	675,000
		その他資本剰余金	9,000
		利益剰余金	△ 36,210
		利益準備金	△ 53,919
		その他利益剰余金	17,709
		繰越利益剰余金	17,709
		(うち当期純利益)	17,709
		純資産の部合計	1,331,789
資産の部合計	1,880,334	負債・純資産の合計	1,880,334

② 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	金額	
[売上高]		
売上高	37,752	
受取利息_営業	13,581	51,333
[売上原価]		
仕入高	632,494	
合計	632,494	
期末商品棚卸高	618,858	13,636
売上総利益		37,697
[販売費及び一般管理費]		2,784
営業利益		34,913
[営業外収益]		
[営業外費用]		
支払利息	4,525	4,525
経常利益		30,387
[特別利益]		
[特別損失]		
税引前当期純利益		30,387
法人税等		12,678
当期純利益		17,709

③ 【株主資本等変動計算書】

第1期事業年度（自 2023年3月17日 至 2024年2月29日）

（単位：千円）

株主資本			
資本金	当期首残高		0
	当期変動額	新株の発行	9,000
		種類株式の発行	675,000
	当期末残高		684,000
資本剰余金	当期首残高		0
	当期変動額	種類株式の発行	675,000
	当期末残高		675,000
資本準備金	当期首残高		0
	当期変動額	合併による増加	9,000
	当期末残高		9,000
その他資本剰余金	当期首残高		0
	当期変動額	合併による増加	9,000
	当期末残高		9,000
利益剰余金	当期首残高		0
	当期変動額	合併による増加	△53,919
	当期末残高		△53,919
利益準備金	当期首残高		0
	当期変動額	合併による増加	△53,919
	当期末残高		△53,919
その他利益剰余金	当期首残高		0
	当期変動額	当期純利益	17,709
	当期末残高		17,709
繰越利益剰余金	当期首残高		0
	当期変動額	当期純利益	17,709
	当期末残高		17,709
株主資本合計	当期首残高		0
	当期変動額		1,331,789
	当期末残高		1,331,789
純資産の部合計	当期首残高		0
	当期変動額		1,331,789
	当期末残高		1,331,789

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

(NH-4)

① 【団体の沿革】

公開買付者は、2022年10月7日付で投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき組成された投資事業有限責任組合であり、NHCを無限責任組合員とします。なお、NH-4の出資者の属性は、政府機関、信託銀行、地方銀行、証券会社、損害保険会社、信用金庫、学校法人、NHCです。

② 【団体の目的及び事業の内容】

公開買付者は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づいて組成された投資事業有限責任組合であり、新たなビジネスモデルの構築、新事業展開、転業、事業の再生、再編、承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業者及びその他の事業者、並びに経営改革に必要な資本構成の整備を必要とする事業者等に対する投資及びハンズオン支援を実施し、その企業価値の向上に貢献して、投下資本の価値を増加させ回収することを目的とします。

③ 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

公開買付者の2022年10月7日付組成当初の出資金額は5,600,000,000円であり、同年11月4日、同月22日、2023年2月27日、同年3月2日、同月20日、同年7月14日、同年9月4日、同月28日、同年12月5日、同月26日、2024年2月29日、同年3月29日、同年4月26日、及び同年7月5日に組合員の加入により増額され、本書提出日現在の出資金額は29,600,000,000円となっています。

④ 【役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴】

公開買付者NH-4の無限責任組合員であるNHCの職務を行う役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴は以下のとおりです。

2025年4月10日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役	—	安東 泰志	1958年9月22日	1981年4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行	普通株式 8,750
				2002年2月	フェニックス・キャピタル株式会社 代表取締役就任	A種類株式 1,000
				2002年7月	日本リバイバル債権回収株式会社 取締役就任	
				2003年4月	ゴールドパック株式会社 取締役	
				2003年5月	東急建設株式会社 取締役	

				月		
				2004年6月	三菱自動車工業株式会社 取締役	
				2005年2月	ティアック株式会社 取締役	
				2005年6月	世紀東急工業株式会社 取締役	
				2006年10月	株式会社ホライゾン・ホーム ディングス（現 ニュー ホライズンキャピタル株式 会社） 代表取締役就任 （現任）	
				2006年10月	株式会社ホライゾン・アド バイザリー 代表取締役就 任	
				2016年9月	東京都 顧問	
取締役	—	佐藤 隆司	1970年9月26日	1996年11月	あずさ監査法人（現 有限 責任あずさ監査法人）入所	普通株式 1,625
				2006年10月	株式会社ホライゾン・ホーム ディングス（現 ニュー ホライズンキャピタル株式 会社）入社	
				2008年8月	株式会社ホライゾン・アド バイザリー 取締役就任	
				2023年4月	ニューホライズンキャピタ ル株式会社 取締役就任 （現任）	
				2023年6月	ポストコロナ・リカバリー 株式会社 取締役就任（現 任）	
取締役	—	沈 徳輔	1967年9月25日	1994年10月	センチュリー監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入社	普通株式 1,625
				2002年2月	KPMGビジネスアドバイザ リーLLC 東京支店（現 株	

					株式会社KPMG FAS) 入社	
				2004年6月	フェニックス・キャピタル株式会社入社	
				2006年10月	株式会社ホライズン・ホールディングス (現 ニューホライズンキャピタル株式会社) 入社 パートナー	
				2007年8月	リードフィナンシャルアドバイザー株式会社 代表取締役就任 (現任)	
				2012年9月	ニューホライズンキャピタル株式会社入社 (復職) パートナー	
				2023年4月	同社 取締役就任 (現任)	
				2023年6月	ポストコロナ・リカバリー株式会社 取締役就任 (現任)	
計						普通株式 12,000 A種類株式 1,000

(注) 公開買付者は、役員を有しませんが、NHCを無限責任組合員として、投資事業有限責任組合契約に関する法律第4条第1項に掲げる組合契約に基づき組成されています。上記のNHCの役員は、公開買付者の組合持分を有していません。また、対象者株式を所有していません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年4月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15,137 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	15,137	—	—
所有株券等の合計数	15,137	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年4月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15,137 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	15,137	—	—
所有株券等の合計数	15,137	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(NH-4分)

(2025年4月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	－（個）	－（個）	－（個）
新株予約権証券	－	－	－
新株予約権付社債券	－	－	－
株券等信託受益証券（ ）	－	－	－
株券等預託証券（ ）	－	－	－
合計	－	－	－
所有株券等の合計数	－	－	－
（所有潜在株券等の合計数）	（－）	－	－

（CAI分）

（2025年4月10日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15,137（個）	－（個）	－（個）
新株予約権証券	－	－	－
新株予約権付社債券	－	－	－
株券等信託受益証券（ ）	－	－	－
株券等預託証券（ ）	－	－	－
合計	15,137	－	－
所有株券等の合計数	15,137	－	－
（所有潜在株券等の合計数）	（－）	－	－

（3）【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

（4）【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

該当事項はありません。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	2024年 10月	2024年 11月	2024年 12月	2025年 1月	2025年 2月	2025年 3月	2025年 4月
最高株価	292	309	339	321	355	430	402
最低株価	233	234	244	256	273	298	335

(注) 2025年4月については、4月9日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人そ の他		計
					個人以外	個人			
株式数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)

—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日） 2023年8月29日関東財務局長に提出

事業年度 第35期（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日） 2024年11月5日関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第36期中（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日） 2025年2月27日関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、臨時報告書を2025年2月27日に関東財務局長に提出

④ 【訂正報告書】

訂正報告書（上記①の第34期 有価証券報告書の訂正報告書）を2024年11月5日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記①の第34期 有価証券報告書の訂正報告書）を2025年1月16日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記①の第35期 有価証券報告書の訂正報告書）を2025年1月16日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

Shinwa Wise Holdings 株式会社

（東京都千代田区丸の内二丁目3番2号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

対象者は、2025年4月8日付で本決算短信を公表しており、当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の期中レビューを受けているとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者らはその正確性及び真実性について

で独自に検証を行っておりません。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

① 損益の状況（連結）

会計期間	2025年5月期 第3四半期
売上高	1,640 百万円
営業利益	70 百万円
経常利益	75 百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	24 百万円

② 1株当たりの状況（連結）

会計期間	2025年5月期 第3四半期
1株当たり四半期純利益	2.28 円
1株当たり配当額	—